# 「東田川文化記念館利活用計画」(概要版)

# 1. 計画策定の沿革と目的(第1章)

東田川文化記念館は平成8年山形県指定有形文化財「旧東田川郡役所及び郡会議事堂」を公開するとともに地域の芸術文化・生涯学習の普及に資する事業を行うため開館しました。開館に先立ち、平成6年に「旧東田川郡役所等活用計画」を策定し、同計画に沿って館内を整備、文化活動の場として地域の生涯学習の一端を担ってきましたが、策定から約25年経過し、ライフスタイルの多様化やインターネットの普及による情報の拡散などにより記念館を取り巻く環境は大きく変化してきています。

また平成27年に隣接地に藤島歴史公園「Hisu花(ヒスカ)」が整備され、公園と一体的な活用を図ることにより地域づくりや観光の拠点としての活用が期待されており、さらに令和5年3月には県指定有形文化財の2棟の建造物の他、旧東田川電気事業組合倉庫、土蔵を含めた敷地全体が国の史跡に指定されました。

このため、より効果的に活用していくことができるよう、既存の活用計画を見直し、新たに利活用・運営体制等の基本方針を示すため、本計画を策定しました。

なお、本計画は教育委員会社会教育課で令和8年度に策定予定の「史跡旧東田川郡役所及び郡会議事堂保存活用計画」の前段に位置づけ、その中の「活用部門」に取り込み、令和9年度以降は保存活用計画として事業を進めていきます。

なお、計画策定に至るまでの事業として平成30年度から「鶴岡市地域まちづくり未来事業」において施設・設備環境整備、展示の模様替え、東田川文化記念館活用サークルの支援、また活用に市民の意見を反映させるため令和3・4年度には利活用ワークショップを開催しました。

令和5年度には「東田川文化記念館利活用計画策定委員会」を設置し、8名の委員により全5回協議を行っています。

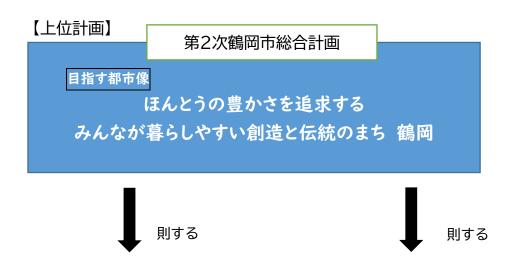


# ○利活用計画と他の計画との関係

東田川文化記念館の利活用に関わる鶴岡市の上位計画、主な関連計画は以下のとおりです。

# 上位·関連計画

名称	刊行年月	編集・刊行	計画期間		
『第2次鶴岡市総合計画』	平成 31 年 3 月	鶴岡市	平成 31 年度~令和 10 年度		
鶴岡市藤島地域振興計画	令和6年3月	鶴岡市藤島庁舎	令和6年度~令和10年度		
鶴岡市地域まちづくり	平成31年3月策定	鶴岡市	令和4年度から概ね3年程度		
未来事業計画	令和4年3月変更		(年度ごとの見直し)		



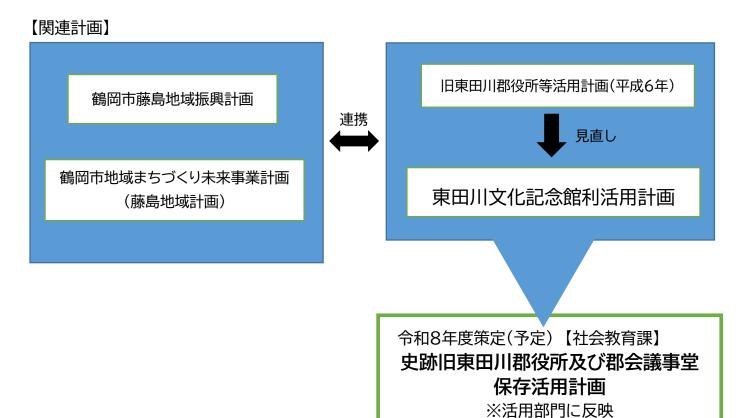


図 1 東田川文化記念館利活用計画の位置づけ

# 2. 東田川文化記念館の概要 (第2章)

東田川記念館内の建造物である「旧東田川郡役所及び旧郡会議事堂」は昭和63年4月12日に 山形県有形文化財に指定されました。保存・活用を図るため、平成元年度から平成7年度にかけて 解体保存修理工事実施後、平成8年7月に建造物の保存を図りながら、藤島地域における芸術文化 活動及び生涯学習推進の拠点として「東田川文化記念館」が開館しました。

平成23年度までは市(旧藤島町)直営で運営していましたが平成24年度から指定管理者制度により、公益財団法人藤島文化スポーツ事業団が運営しています。

令和5年3月20日には旧東田川電気事業組合倉庫、土蔵を含めた敷地全体が国史跡に指定されました。

# 〇指定管理者(公益財団法人藤島文化スポーツ事業団:令和6年3月現在)による実施事業

### (1) 文化財の保存活用

・収蔵指定文化財の保存と展示

県指定有形文化財

【考古資料】

硬玉類 独木舟

市指定有形文化財

【考古資料】

舎利塔 大甕

緑釉劃花文大盤破片



独木舟の展示

# (2) 芸術文化の普及・振興事業

- 明治ホールコンサートの開催
- ・企画展示・自主展示活動の推進



明治ホールコンサート

### (3) 生涯学習の普及・振興事業

· 寺子屋事業 (合唱·絵画)·地域連携講座



#### (4)展示・公開事業

・藤島地域の歴史/文化に関する資料の展示・公開



常設展示室(旧郡役所)

# 3. 東田川文化記念館の現状と課題(第3章)

利活用計画の策定において現状と課題を把握するため令和3年度・4年度に藤島地域の方々を中心としたワークショップを計5回開催しました。利用者として感じる記念館の現状と課題を、展示、情報発信、案内表示、休憩スペース、藤島歴史公園「Hisu 花」、連携事業の6つの分野ごとにまとめ 平成6年に策定した活用計画の「基本方針」をベースに新たに「利活用の基本方針」の提示につなげます。

# 【参考】≪平成6年度策定「旧東田川郡役所等活用計画」 基本方針≫

- ① 施設機能の複合化による魅力の発信
- ② 展示機能の充実
- ③ 地域文化の演出で個性化を図る
- 4 情報伝達と共に五感で実感する環境にする

# 4. 基本方針、利活用、整備、運営体制の方向性・方法(第4~7章)

# 基本方針

「旧東田川郡役所及び郡会議事堂」は明治時代に施行された郡政の様子を具体的に表し、敷地 全体が遺跡としての価値を持つ国史跡であることを重視しながら、市民や来訪者が地域の歴史 を学び、施設の文化的価値を理解するとともに、地域住民が生涯を通じて楽しめる文化活動の 拠点として親しみや魅力を感じることができるような活用を積極的に行う。さらに関係機関・ 周辺施設と連携した事業の展開、時代に即した情報発信により地域活性化につなげる。

基本方針をもとに、利活用、活用のための整備、運営体制の整備について次のとおり方向性を 定めます。地域住民が参加する事業展開に努め、地域の力で次世代へとつないでいきます。

# 利活用の方向性・方法

#### ○方向性

# ①東田川文化記念館の文化財価値、歴史を学び伝える地域学習・歴史学習の場

来訪者が旧東田川郡の歴史を学びやすい環境を整え、地域の歴史の理解と伝承、文化財保護意識の向上へとつながる学習の場としての活用をはかる。

#### ②生涯を通じて楽しめる文化活動の拠点

開館当初から「生涯学習の場」として地域に根付いている経緯もふまえ、引き続き芸術・文化の享受の場として活用する。

# ③地域と連携し魅力を発信する

藤島歴史公園「Hi su 花」と連携し一体的な活用を図り、館内及び歴史公園内の適切な整備を行いながら地域活性化のための多彩な活動ができる場を目指す。行政だけでなく、藤島歴史公園「Hi su 花」に関連する地域住民グループをはじめとして、歴史的につながりのある関係団体・企業とも連携しながら活用を進める。

また、幅広い年代への周知をはかるため多様な手法や媒体を使って広く情報発信を行い、観光 文化施設として PR を強化する。

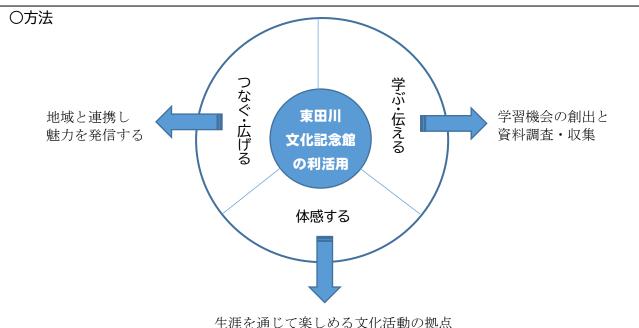


図2 活用のイメージ

# ①学ぶ・伝える: 学習機会の創出と資料調査・収集

- ・建造物の歴史的価値、旧東田川郡政の特色を伝える展示内容の充実
- ・地域全体で資料収集・調査
- ・講座、講演会、シンポジウム等の開催
- ・東田川文化記念館郷土研究サークルの研究発表会、研修会等の活動支援
- ・市内外の小中学生、高校生の学習機会の提供、出前授業等の支援
- ・大学のゼミ、フィールドワークへの対応、学会による現地見学等の要請への支援

### ②体感する:文化活動の拠点

- ・児童生徒の創作活動や作品展示、コンサート、各種講座等の開催
- ・市内芸術文化団体とのタイアップ事業を開催し、作品発表の場として活用
- ・様々な分野のアーティストの招聘、県内外の来訪者との交流、多様な文化活動が可能となる 場の提供活動
- 利便性の向上をはかるため利用者のアンケート調査の実施
- ③つなぐ・広げる:地域をあげた連携活用と魅力発信
- ≪連携≫ (○印・・・連携先)
- ○藤島歴史公園「Hisu 花」(所管:藤島庁舎)
  - ・歴史公園関連事業と連携し地域活性化につなげる。
  - ・公園整備、サイン表示(看板等)の整備。

#### ○ふじしま観光協会

- ・藤島地域のおまつりにおける参画事業の規模を拡大
- ・観光マップの作成
- ・記念館ガイドも含めた観光ボランティア体制の構築
- ・イベント開催時に館内にカフェ、地域の特産物を購入できるスペース設置の検討

#### ○各地区地域活動センター

・旧東田川郡政の出前講座など郷土史を学ぶ機会の提供・普及促進

# ○地域の関係機関

・郡制時代の事業(電気事業、稲作改良、区画整理など)に関わる現在の関係機関と連携し 歴史的つながりを伝える事業の実施検討

#### ○鶴岡市内の国史跡(社会教育課)

・市内史跡(旧致道館、松ヶ岡開墾場、小国城跡)と連携した事業の検討

### ≪活用・休憩スペース≫

- ・建物内に学習、芸術文化活動など自由に過ごすことができる多目的スペースの設置の検討
- ・休憩スポットの設置検討
- ・敷地内を一周できるような散策路整備を検討

# ≪情報発信≫

- ・記念館主催のイベント・展示・講座情報、各部屋の貸館状況の公開、定期的な情報発信
- ・施設内の Wifi 環境を整備する。
- ・ 道路標識の整備

# 活用のための整備の方向性・方法

#### ○方向性

- ・歴史的価値を理解・享受するための補助、見学者・利用者の安全確保や利便性の向上を主軸として整備を進める。但し国史跡の整備であるため事前に文化庁(社会教育課)と協議し史跡としての本質的価値を損なわない方法・手段を前提として行う
- ・館内だけでなく歴史公園と一体的な活用が図れるような公園整備を行い記念館と公園の往 来の流れをつくる

#### 〇方法

#### ■展示室・収蔵スペース

- ・展示内容の充実、収蔵資料の整理とリスト作成、資料調査・収集の実施
- ・展示品の保護、防犯対策、企画展示の充実を図るため展示ケース等の購入の検討
- ・音声ガイド・映像資料設置の協議

#### ■活用スペース設置の検討

・自由に活動できる多目的スペースの確保と土足の出入りの検討

#### ■憩いの場の設置の検討、周辺景観整備

・休憩スペースの設置、また建造物周辺の景観を整え敷地内の散策路整備の検討

#### ■バリアフリー整備

トイレの洋式化と車いすでも周遊可能なバリアフリー整備

#### ■藤島歴史公園「Hi su 花」の整備

・記念館入口につながる園路の整備と解説案内板の設置

#### ■情報発信・環境整備

- ・Wifi 環境の整備
- ホームページ公開のためのデータベースの構築
- ・道路等の案内標識の整備の協議

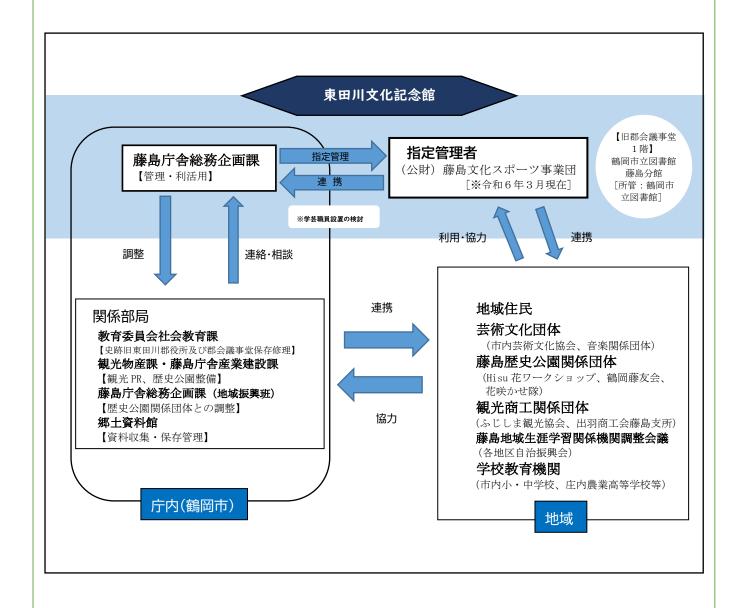
# 運営体制の整備の方向性・方法

### ○方向性

- ・利活用、また利活用に係る整備を円滑に行うため庁内関係各課との連携を強化する
- ・地域住民や地域団体、教育機関等との連携をはかり、協働で取組む事ができる体制を確立する

#### 〇方法

- ・学芸職員の設置の検討(資料の収集・調査)
- ・ 庁内での連携
- ・地域関係者・関係機関との連携



利活用計画の経過観察・助言 協議

東田川文化記念館利活用懇談会(仮)

図 3 東田川文化記念館 運営体制·連携図

# 5. 施策の実施計画と経過観察(第8章)

### ○施策の実施計画

第4章の基本方針、第5章から7章までの利活用、活用のための整備、運営体制の整備における各 方向性と方法において実施すべき施策とそれらの実施期間を整理しました。

なお、本計画は社会教育課で令和8年度策定予定の「史跡旧東田川郡役所及び郡会議事堂保存活用計画」の活用部門へ取り込むこととしているため、令和9年度からは保存活用計画の一貫として進めていきます。令和6年~令和8年度は文化財保存に影響のないハード整備及びソフト事業を実施し、令和9年度以降は文化庁と協議が必要な整備を社会教育課と共有し、重要度・緊急度を精査し市の財政状況を勘案しながら進めていきます。

### 図4-1 実施計画案(活用:ハード整備)

・・・・実施予定(保存に影響のない整備) ■■■■■ ・・・・検討の上実施(文化庁との協議必要)

項目	内容	令和 6 2024	令和 7 2025	令和 8 2026 保存活用 計画策定	令和 9 2027	令和 10 2028	令和 11 2029	令和 12 2030	令和 13 2031
展示室・収蔵スペース	展示室の再整備	資料調査・ 収集	資料調査・ 収集、リス ト作成	展示資料 見直し、 展示検討	備品購入、 展示替え	※随時見 直し			
	収蔵スペースの確保	収蔵資料リスト化・ 土蔵整理	土蔵整理	調湿剤購入、新規 資料収蔵	※新規資 料収蔵				
活用スペース	多目的スペースの検討・整備	多目的スペ ース検討							
憩いの場	休憩スペースの検討・整備	休憩スペ ース検討							
	敷地内の樹木剪定、散策路の検 討・整備	郡役所裏 庭園整備 検討	庭園整備	庭園整備	※以降 維持管理				
バリア フリー対応	旧郡役所・旧郡会議事堂のバリ アフリー対応	旧郡役所 バリアフ リー設置	旧郡会議事 堂バリアフ リー設置	旧郡会議事 堂バリアフ リー設置					
	トイレの洋式化		施工方法 ・改修計 画検討	文化庁へ 相談・予 算要求	施工(旧郡会議事堂)	施工(旧郡役所)	施工(旧電気事業組合倉庫)		
歴史公園からの誘導	公園内から記念館への導線サイン看板の設置	サイン 看板設置							
	公園内に記念館説明板・イベン ト周知看板の設置	説明板設置・イベント周知板検討	イベント 周知板の 設置						
情報発信	Wifi 環境の整備	設置場所・ 施工方法 確認	設置						
	データベース構築(HP 入力用)	入力様式 検討·作成	データベ ース構築						
	観光サイン看板 (道路標識) の 整備	標識修正· 設置協議	標識修正						

# 図4-2 実施計画案(活用:ソフト事業)

項目	内 容	令和 6 2024	令和 7 2025	令和 8 2026 保存活用 計画策定	令和 9 2027	令和 10 2028	令和 11 2029	令和 12 2030	令和 13 2031
学習機会の 創出	有識者、専門家による歴史講座 の開催								
	小中学生・高校生の学習機会の 提供、出前授業等								
調査・研究	資料整理、調査、収集								
	郷土研究サークルの活動支援 (研究発表の公開)								
	関係機関との連携事業の検討 (郡事業に関する歴史的なつなが りの掘り起こし)								
文化活動の 拠点	藤島芸術文化協会等、一般芸術 文化団体とのタイアップ事業								
	利用者の利便性の向上のため のアンケート調査								
情報発信	観光パンフレット・マップの作成[連携:産業建設課]								
	観光ガイドの育成・研修 [連携:ふじしま観光協会]								
	SNS、ホームページ等による 情報発信 (イベント等の公開)								

# 図4-3 実施計画案(運営体制)

内 容	令和 6 2024	令和 7 2025	令和 8 2026 保存活用計 画策定	令和 9 2027	令和 10 2028	令和 11 2029	令和 12 2030	令和 13 2031
常勤学芸職員の設置の検討	資料整理·調查·収集	資料整理·調查· 収集→業務整 理、設置検討	設置検討・予算 要求	(募集)	(学芸職員 設置)			
庁内関係各課との連携	計画の情報 共有・事業連 携							
地域関係団体との連携	計画に関す る情報提供 事業連携							

### ○経過観察と利活用懇談会(仮)の開催

本計画で示した活用に関する方向性や方法に基づき、事業を確実に実施していくために施策の内容についての経過観察を行うことが重要となってきます。

事業の実施と達成状況、課題等を把握するため、自己点検表を作成し、定期的に年1回、担当課で点検 評価を行います。また、点検の結果をもとに事業の進捗状況の確認、情報交換も含めた「利活用懇談会」 (案)を開催し、意見聴取し必要に応じて事業の見直しとブラッシュアップを図り進めていきます。

# 表1 自己点検表 (年1回)

= -	内容	上於拉插	取組の評価					
テーマ		点検指標	達成度 (1~3)	課題の内容	課題への措置			
学ぶ・ 伝える	学習機会の提供が適切にな されているか (展示)	・館内見学者数 ・館内案内者数						
はたる	学習機会の提供が適切にな されているか (事業)	・講座等実施報告						
	歴史講座、調査研究の成果の 情報発信がなされているか	・HP 掲載内容 ・アクセス数						
	学校教育での活用は実施されているか	<ul><li>・小中学校等見学件数</li><li>・職場体験件数</li></ul>						
	社会教育での活用は実施されているか	社会教育関係 団体見学件数						
体感する	芸術文化団体とのタイアッ プ事業がなされているか	<ul><li>展示/事業記録</li><li>芸術文化団体施設利用記録</li></ul>						
つなぐ・ 広げる	庁内関係各課との連携が十 分に図られているか	・打合せ記録						
	地域との連携が十分に図ら れているか	・連携事業実績						
	歴史公園との一体活用がな されているか	・関連事業実績						
	観光文化施設として活用されているか	<ul><li>・館内見学者数</li><li>・パンフレット作成部数</li><li>・観光ガイド件数</li></ul>						
	SNS での情報発信を定期的に 行っているか	<ul><li>・発信内容</li><li>・アクセス数</li></ul>						
その他	整備は適切に実施できているか	・整備事業 実施状況						
	整備状況の情報発信を定期 的に行っているか	・発信内容 ・HP アクセス 数						

※達成度3:達成できている、2:概ね達成できている、1:達成できていない

※計画の詳細は、計画書本編をご覧ください。鶴岡市のホームページでも公開しています。

\_\_\_\_\_

# 東田川文化記念館 利活用計画 概要版

発行日: 令和6年(2024) 3月

編集·発行:鶴岡市教育委員会社会教育課(藤島)

E-mail:somu-fu@city.tsuruoka.yamagata.jp